平成２６年５月１日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

１　指名停止措置対象業者名及び住所
　長山工業 株式会社
　茨城県常陸大宮市門井１４５－６

２　指名停止期間　　自　平成２６年５月２日
　　至　平成２６年６月１日（１ヵ月間）

３　指名停止の理由
　長山工業株式会社の代表取締役は、法定の除外事由がないのに、同社の労働者に対し法定労働時間を超えて時間外労働させたことなどから、労働基準法に違反するとして平成２６年１月８日付けで常陸太田簡易裁判所から罰金２０万円の略式命令を受け、当該命令が同月３０日に確定したことが、建設業許可部局の監督処分により判明した。
　このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和５９年６月１１日５９林野経第１５６号）別表２第１７号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【問い合わせ先】
関東森林管理局経理課　電話 027-210-1149
担当：行政専門員